

大垣市通学路ブロック塀等撤去補助制度のご案内

地震時のブロック塀等の転倒による児童等への被害を防止するため、小学校又は中学校の通学路に面するブロック塀等を撤去する費用の一部を市が補助します。

◆対象となるブロック塀等

次のすべてに当てはまるブロック塀、石積塀、レンガ積塀など

1. 大垣市内にあるもの
2. 小学校又は中学校の通学路に面しているもの
3. 通学路の路面から高さ1.0m以上のもの

◆対象となる工事

次のすべてに当てはまる工事

1. ブロック塀等を撤去する工事
2. 令和5年1月末日までに完了する工事
3. 他の補助制度を利用していない工事

◆申請できる方

ブロック塀等の所有者又は管理者（法人も可）



◆補助金の額

次の金額のうち、いずれか少ない方の金額。ただし、20万円が上限です。

- ・撤去工事見積金額の1/2の金額
- ・ブロック塀等の撤去延長(m)×1万円の金額

◆手続き方法は裏面をご覧ください。

◆申込期間：令和4年4月1日（金）～12月28日（水）※予算に達し次第終了

※申込開始は、昨年度までは6月1日でしたが、今年度は4月1日に改めました。

※ブロック塀等撤去補助制度は令和5年度に終了予定です。

※お問い合わせ先

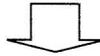
建築指導課建築指導グループ（市役所5階）

電話（代表）81-4111（内線）2683・2684（直通）47-8436

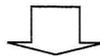
！ 必ず、撤去工事着手前にご相談ください ！

ブロック塀等撤去補助制度の手続き方法

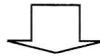
① 申請者が「事前相談書」を建築指導課窓口へ提出します



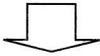
② 建築指導課職員の現地確認を受けます（補助対象の可否を判断いたします）



③ 申請者が「補助金交付申請書」を建築指導課窓口へ提出します



④ 市が申込書類を審査後、「補助金交付決定通知書」を交付します



⑤ 申請者が撤去工事の請負業者と契約を締結します



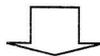
⑥ 撤去工事を行います



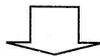
⑦ 撤去工事の完了後、申請者が「実績報告書」を建築指導課窓口へ提出します



⑧ 市が報告書類を審査後、「補助金確定通知書」を交付します



⑨ 申請者が「補助金交付請求書」を建築指導課窓口へ提出します



⑩ 補助金が支払われます

（これでブロック塀等撤去補助は終了です）